

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年6月29日
【会社名】	大王製紙株式会社
【英訳名】	Daio Paper Corporation
【代表者の役職氏名】	取締役社長 佐光 正義
【最高財務責任者の役職氏名】	該当者はありません。
【本店の所在の場所】	愛媛県四国中央市三島紙屋町2番60号
【縦覧に供する場所】	大王製紙株式会社東京本社 (東京都中央区八重洲2丁目7番2号) 大王製紙株式会社大阪支店 (大阪市中央区備後町4丁目1番3号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長 佐光正義は、当社並びに連結子会社及び持分法適用会社（以下「当社グループ」）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しています。

当社グループは「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」（企業会計審議会 平成19年2月15日公表）に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行いました。

なお、財務報告に係る内部統制は、その固有の限界により、財務報告の虚偽の記載を完全には防止または発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社グループは財務報告に係る内部統制の評価に当り、当連結会計年度末日である平成24年3月31日を基準日とし、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

評価範囲の決定については、財務報告に対する金額的及び質的影響の重要性を考慮し、財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（以下「全社的な内部統制」）及び決算・財務報告に係る業務プロセスのうち全社的な観点で評価することが適切と考えられるものについては、すべての事業拠点を評価の対象としました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲は、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、内部取引消去後の連結売上高の概ね3分の2を一定割合として重要な事業拠点を選定しました。これらの事業拠点における、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目（売上、売掛金、買掛金、未払金、商品、製品、半製品、原材料、貯蔵品、建物、機械装置、土地、有価証券）に至る業務プロセス、及び貸借対照表、損益計算書に重要な影響を与える業務プロセスを評価の対象として選定し、その評価担当部署を決定しました。

評価対象とした業務プロセスは、分析を行ったうえで、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、関連文書の閲覧、担当者への質問、業務の観察、内部統制の実施記録の検証などの方法により、その整備・運用の状況の評価をしました。

3【評価結果に関する事項】

下記に記載した、財務報告に係る内部統制のうち決算・財務報告プロセスの不備は、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高く、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。したがって、当連結会計年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効でないと判断しました。

記

当連結会計年度の期末決算手続きにおいて、過年度の会計処理の誤りが判明し、平成24年5月に過年度決算の訂正を行いました。また、当連結会計年度における有価証券報告書の作成過程等において、監査法人から決算・財務報告プロセスの不備を原因とする複数の誤謬を指摘されました。これらの要因は、東京証券取引所に提出した改善報告書（平成24年5月25日改訂）に記載のとおり、「一般に公正妥当と認められた会計基準の理解不足」及び「会計処理の適正性の確認不足」などにあるものと考えております。

当社グループは財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性を十分認識しており、改善報告書に記載した、規程類の見直し、関係会社に対するモニタリングの強化、関係会社から当社への業務報告の徹底、マニュアル・チェックリスト等の見直し、経理部員の人材育成及び会計専門家の採用、各種教育研修の実施などの再発防止のための改善施策を進めており、翌連結会計年度においては、適切な内部統制を整備・運用する方針です。

なお、決算・財務報告プロセスで処理される主要な取引に対しては、再検討の上、特定した必要な修正をすべて財務諸表及び連結財務諸表に反映しております。

4【付記事項】

該当する事項はありません。

5【特記事項】

該当する事項はありません。